

企画競争説明書

業務名称：ケニア国モンバサ経済特区開発促進技術支援業務
【有償勘定技術支援】

案件番号：19a00613

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年2月5日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年2月5日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ケニア国モンバサ経済特区開発促進技術支援業務【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款難型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年4月 ～ 2021年2月

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

調達部 契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko2@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交

渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年2月12日 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして

います。

- (3) 回答方法：2020年2月17日までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年2月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他：戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) KES 1 = 1.09201 円
 - b) US\$ 1 = 109.122 円
 - c) EUR 1 = 120.121 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

- (1) 評価対象業務従事者について
プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。
- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 1) 業務主任者/SEZ 事業実施

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約3.00/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2020年3月10日までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達最適化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
 - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
 - 3) 情報の提供方法
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。
- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表
契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除
以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。
 - ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護
- 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。
- 本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

- (1) 配布・貸与資料
- 当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) プロポーザルの報酬
- プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。
- (3) プロポーザルの目的外不使用
- プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。
- (4) プロポーザルの返却
- 不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (5) 虚偽のプロポーザル
- プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。
- (6) プロポーザル作成に当たっての資料
- プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。
- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
 - 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：経済特区開発に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／SEZ 事業実施

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／SEZ 事業実施）】

- a) 類似業務経験の分野：経済特区開発に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：ケニア国及び全途上国
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1 0)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(4 0)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	1 8	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	1 8	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(5 0)	
	(5 0)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／SEZ 事業実施	(5 0)	(2 0)
ア) 類似業務の経験	2 0	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5	2
ウ) 語学力	8	3
エ) 業務主任者等としての経験	1 0	4
オ) その他学位、資格等	7	3
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	(-)	(2 0)
ア) 類似業務の経験	-	8
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2
ウ) 語学力	-	3
エ) 業務主任者等としての経験	-	4
オ) その他学位、資格等	-	3
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(1 0)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	0
イ) 業務管理体制	-	1 0

【第3 特記仕様書案】

1. 業務の背景

ケニア政府は製造業の多角化及び産業育成を通じた雇用創出を目指すべく、経済特区の開発を進めている。モンバサは、東アフリカ地域の玄関口として当該地域最大の国際貿易港を擁し、また、ウガンダやルワンダ等へ続く東アフリカ北部回廊の起点として、当国及び内陸国への物流拠点となっている。このような地理的観点に基づき、モンバサの「ドンゴクンドゥ地域の自由貿易港の建設」が「経済特区開発」と併せて、2007年に策定された国家開発計画「Vision2030」の中で優先事業として挙げられている。

我が国は、2014年1月から2015年8月にかけて「モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト」（以下、「M/P プロジェクト」という。）を実施し、経済特区開発のために整備が必要なインフラとして、港湾、電力施設、経済特区内の基幹道路、給水施設、排水路等が特定された。また、2016年8月に行われた日本・ケニア首脳会談において、モンバサ（ドンゴクンドゥ）経済特区を両国で協力して開発する旨合意しており、円借款及び無償資金協力により関連インフラ整備（電力、上下水道、排水、道路、港湾、土地整備等）を実施することとなっている。

ケニアの経済特区開発に関しては、経済特区制度の基本となる経済特区法が2015年に策定された。しかしながら、同法の実施に必要な各種細則の制定、関連法令との調整等は未だ実施途上にあり、これらの作業を進めることが必要な状況にある。また、経済特区開発を担当する組織として、同法に基づき経済特区庁（SEZA）が設置されている。同庁は産業・貿易・組合省の傘下にあり、現在、人員配置等の組織化が進められているが、理事会を含む組織体制・意思決定機能が十分でないことに加え、事業推進のためのシステム（デベロッパーの選定、企業誘致及び企業に対する操業に必要な行政手続き支援等を含む）が十分に機能しておらず、認可済経済特区を継続的に運営するための経験や知見の蓄積が必要な状況にある。

円借款事業「モンバサ経済特区開発事業」（2019年9月交換公文（E/N）署名、借款契約（L/A）未了。以下、「円借款事業」という。）で建設予定のインフラ（港湾、電力施設、港湾へのアクセス道路）が十分に活用されるためには、経済特区へ十分な数の企業の入居が進むことが必要となる。特に、インフラ完成後に企業入居が進むためには、経済特区法制度・組織体制の確立及び企業誘致活動の実施を通じて、インフラ完成前までに同経済特区への進出計画を有する企業を一定数確保しておく必要がある。そのため、経済特区法制度、及び企業誘致や企業への行政手続き支援等に係る運営体制の整備が極めて重要である。

このような状況を踏まえ、モンバサ経済特区をはじめとするケニア国の経済特区開発及び経済特区への企業入居を促進するため、経済特区関連法令・制度の策定、組織体制の整備、及び関係機関との調整等への支援を行う有償資金協力専門家「モンバサ経済特区開発促進アドバイザー」を現在派遣している。

本業務は、同専門家との協力の下、モンバサ経済特区の運営に係る経済特区庁の体制構築、モンバサ経済特区南部に建設予定の工業団地の事業化に向けた同庁の計画策定能力強化、並びに当国にて開催されるモンバサ経済特区関連の各種委員会に対するインプット等の支援を行うものである。

2. 業務の目的

本業務は、モンバサ経済特区の開発・運営の円滑化及び経済特区への企業入居を促進するため、同経済特区の運営に係る経済特区庁の体制構築、同経済特区南部の工業団地の事業化に向けた計画策定能力強化、並びに当国にて開催されるモンバサ経済特区関連の各種委員会（Technical Team Committee : TC 及び Joint Committee: JC）へのインプット等の支援を通じ、モンバサ経済特区の事業化に向けた方向性を整理するものである。

3. 業務の概要

(1) 対象地域：モンバサ郡、クワレ郡

(2) 関係省庁・機関

- ・ 実施機関：経済特区庁（SEZA : Special Economic Zone Authority）
- ・ 関係機関：大統領府、財務省、産業・貿易・組合省、運輸・インフラ省、ケニア港湾庁（KPA : Kenya Ports Authority）、モンバサ市等

4. 業務の範囲

本業務は「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) JICA 関係者との緊密なコミュニケーション

モンバサ経済特区の開発は日本・ケニア両国首脳会談における合意に基づきオールジャパンとして対応が進められているものであり、日本側・ケニア側関係者が多岐に及び、密接に連携をしながら円滑に業務を進める必要がある。そのため、本業務の実施に際しては、JICA 産業開発・公共政策部、アフリカ部、ケニア事務所、及び先述の円借款事業関係者や有償資金協力専門家等と緊密にコミュニケーションを取りつつ業務にあたること。

(2) 日・ケ両政府からの要望事項に対する対応

先述の通り、ケニア政府はモンバサ経済特区を政府の重要案件とし、2019年10月にはケニヤッタ大統領自身が参加した起工式が開催され、早期の開発促進とデベロッパー・入居企業の誘致に高い期待がなされている。また、現在日・ケニア間では、TC 及び JC が頻繁に開催され、モンバサ経済特区の早期稼働に向けた実施促進、ケニア側の実施体制の確立に係る協議を実施している。かかる状況下において、日・ケ両政府より様々な要望がなされる可能性がある。こうした要望については、JICA と協議しつつ、可能な限り柔軟に対応を検討できるよう配慮していくことが求められる。

(3) コンサルタントによる業務の質の確保

先述の通り、モンバサ経済特区の開発はオールジャパンとして進められているものであり、同経済特区への本邦企業の進出が期待されている。そのため、ケニア側との合意形成に際しては、開発・運営体制に係る複数オプションの比較検討、ケニアの法規制を踏まえたデベロッパー選定方法の整理、本邦企業の参画を意識した経済特区投資許認可に係る SEZA への申請書案及び企業誘致策の検討等、専門的見地からの検証や助言が必要になる。これには、PPP 制度、経済特区事業化支援、投資促進等、多岐に渡る分野の技術検討が必要となる。そのため、コンサルタントはその知見を活用した付加価値の高い業務を実施することにより、モンバサ経済特区開発体制の確立を促し、本邦企業の進出につながる能力強化が行えるような業務の質を確保すること。

(4) KPA、SEZA 及びモンバサ市との良好な関係構築

経済特区用地の所有者かつ経済特区の中核となる新設港湾の運営責任者として円借款借入機関の一つである KPA は、港湾に付随した経済特区開発に関心を持っている。一方、経済特区の規制官庁である SEZA も、組織的なキャパシティは限定的ながら経済特区の直接的な運営に関心を示している。その状況下で、KPA と SEZA の双方が経済特区用地の権利を主張して

おり、賃料の設定方針を含めた用地の取り扱いについても整理が必要である。加えて、廃棄物や下水処理等の公共インフラや、入居するテナント向けに各種許認可手続き等を実施するワンストップサービス（以下、「OSS」と言う）センター等の共通施設の運用については、モンバサ市も含めた調整が必要となる。経済特区の開発を進めるにあたっては、関係者と調整しつつこれら三者が納得できる体制を検討し、ハイレベルで合意することが不可欠となっている。上記を踏まえ、業務実施に際しては、SEZA、KPA 及びモンバサ市との良好な関係構築を図るよう留意すること。

（５）長期専門家との協力体制

SEZA には、JICA から長期専門家として有償資金協力専門家「モンバサ経済特区開発促進アドバイザー」が派遣されている。同専門家と本技術支援業務を実施するコンサルタントの主な業務は以下のとおり。

有償資金協力専門家	<p>経済特区開発の円滑化に必要な以下の各種支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SEZA の組織体制整備に必要な情報収集・分析 ・ 経済特区関連法令・制度の策定に向けた情報収集・分析 ・ SEZ に係る理解促進のための研修・セミナー等による情報共有 ・ 円滑な協議推進のための関係機関の調整
コンサルタント	<p>モンバサ経済特区全体の運営及び工業団地の事業化に必要な、専門的知見による以下の各種支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モンバサ経済特区の開発・運営に係る実施体制の構築支援 ・ モンバサ経済特区の事業化に係る計画策定能力強化支援 ・ 各種関連委員会を適切にリードするための技術的支援

コンサルタントは、本業務の実施にあたり、有償資金協力専門家に対して適時適切に情報共有し、十分に協議を行った上で、業務を遂行すること。

なお、有償資金協力専門家が主体となり実施する活動に関しては、コンサルタントは同専門家の活動（資料作成、情報の収集・分析・提案、研修アレンジ含む）を必要に応じ助言すること。

また、本業務の全体的な方針に係る事項は日本側とケニア側の双方の関係者で構成される JC 及び TC で協議される。コンサルタントは、議論に必

要な資料を同専門家と連携して準備・作成の上、JICA 産業開発・公共政策部及びケニア事務所の事前合意を得ること。

(6) 本邦有望企業に対するモンバサ経済特区の事業進捗等の情報共有及び事業参画支援の実施

先述の通り、2019年2月より、SEZAに有償資金協力専門家が派遣されており、モンバサ経済特区への進出に関心を有する本邦企業の相談窓口となっている。同専門家とともに情報交換を密に行いつつ、モンバサ経済特区への進出に関心を有する本邦企業に対し、事業進捗状況の共有や事業参画に資する情報共有・意見交換等の支援を行うこと。

6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定しているが、より効果的かつ効率的な作業工程・方法が可能と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

(1) 業務計画書の作成

調査実施の基本方針、方法、項目、作業計画等を業務計画書として取りまとめ、JICAに提出する。

(2) インセプションレポート（案）の作成・説明・協議

本業務の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポートの内容をJICA産業開発・公共政策部及びJICAケニア事務所、SEZA等に説明し、基本方針について合意を得る。

(3) モンバサ経済特区の開発・運営に係るSEZAの実施体制構築支援

SEZAはSEZの監督官庁として位置づけられている一方、2015年の経済特区法制定を踏まえて設置された新しい組織であり、人員としても他機関からの出向者を含め4名（サポートスタッフを除く）の組織であり、監督官庁として必要な業務内容の実施体制・実施方法や組織体制の構築の加速化が急務となっている。SEZ入居企業にとっては監督官庁が責任を負うOSSが適切に提供されることが円滑なビジネスの実施にとって必要不可欠であるため、当該業務の提供体制の構築が必要となっている。

以上の観点から以下の業務を行う。

a. 経済特区監督官庁として、他省庁・他機関と連携を行いつつ、当該国

への企業誘致活動、経済特区インフラの運営維持管理、経済特区入居候補企業へのサービス等の共通活動を行うに際しての運営方針及び実施体制の検討を行い、SEZAに提示の上、SEZAによる取り組みを支援する

- b. 経済特区に必要な OSS について、モンバサ経済特区内で優先的に整備が必要な機能を整理・提案し、税関や建設許可などを担当する関係機関との連携体制を検討・提案する
- c. JC・TCのもと OSS の設立等を行う設立準備組織の設置に係る検討・提案を行う

(4) モンバサ経済特区の事業化に係る SEZA の計画策定能力強化

M/P プロジェクトにおいてモンバサ経済特区全体約 1,000 ヘクタールを段階的に開発する計画となっており、第 1 フェーズは 467.1 ヘクタールの開発を想定している。第 1 フェーズの優先地域(190 ヘクタール)の実施促進の観点で円借款、無償資金協力による支援を準備しているが、2020 年 1 月時点で経済特区を運営するデベロッパーとして確定している民間企業はない。SEZA は第 1 フェーズが円滑に実施されるよう、デベロッパーの誘致・契約を促進する役割を担っているとともに、SEZA 直営での経済特区開発にも関心を示している。

以上の観点から以下の業務を行う。

- a. 第 1 フェーズ（優先地域）の事業化に向けたロードマップ策定を支援する
- b. デベロッパーの誘致促進に向けて、第 1 フェーズ(優先地域)のマーケティングを支援する。支援内容には SEZ の事業化に必要な概算事業費の算出方法及び財務分析の策定方法に係る能力強化支援、デベロッパーとの標準契約書の策定支援を含む。
- c. 経済特区に関連する共通施設（OSS、インフラ、ユーティリティ・サービス等）に関し、マスタープラン策定後の状況を踏まえた施設内容の調整を支援する。
- d. エチオピアをはじめとする近隣国等での官民の経済特区開発体制・業務内容の事例を SEZA に紹介し、SEZA が直営で経済特区を開発する場合に必要な人員・ノウハウ・予算・権限等の理解を促進する。これらの理解を踏まえ、SEZA が現実的なタイムフレームでの開発・組織体制構築計画を立案できるよう助言を行う。

(5) 各種関連委員会（JC 及び TC）の開催支援

上記（3）（4）の結果を踏まえ、SEZA によるモンバサ経済特区の管理体制を構築するために必要な各種委員会用の資料を整理し、委員会にて SEZA が提示するための支援を行う。また、委員会での議論の内容を踏まえ、必要に応じて（3）（4）に反映する。JC 及び TC の開催に際しては、主に以下の内容について、オプションの検討、提案、協議等の支援を行う。

- a. SEZA の業務範囲及び関係機関の関与範囲の検討支援
- b. 開発対象用地に係る SEZA の権利・責務の整理、検討、協議支援
- c. モンバサ経済特区の開発・運営組織の立ち上げに係る要請支援
- d. モンバサ経済特区の開発・運営に係る事業費調達方法の検討支援

(6) ドラフトファイナルレポートの作成

本業務の成果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。JICA 産業開発・公共政策部及びケニア事務所と同案について協議し、了承を得た上で、JC 又は TC を開催し、ケニア側関係者からコメントを得る。

(7) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するケニア側関係者のコメントを受けて修正等を行い、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期 (インセプションレポート 以下は目安)	部数等
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 2 部
インセプションレポート	2020 年 5 月中旬	和文 3 部

		英文 3 部
ドラフトファイナルレポート	2020 年 12 月中旬	和文 3 部 英文 3 部
ファイナルレポート	2021 年 1 月中旬	和文 3 部 英文 3 部 CD-R: 1 部

注 1 : 「業務計画書」は、共通仕様書第 6 条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2 : ファイナルレポートは製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、関係者との会合等で広く配布するものについては、製本・簡易製本の必要はない。

注 3 : 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知見があるネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注 4 : 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の頁に記載すること。

(2) その他提出物

コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下を含む業務従事月報を作成し、JICAに提出する。先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA産業開発・公共政策部に報告するものとする。

- ① 当月の活動の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務進捗バーチャート

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2020年4月に国内作業を開始し、約10ヶ月後の2021年2月の終了を予定している。詳細な工程（現地調査の回数を含む）については、プロポーザルで提案すること。また、上記より短期間での調査が可能である場合はプロポーザルで提案を行うこと。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

業務量は、全体で13M/Mを目途とする。

（2）業務従事者の構成（案）

本業務に必要な技術分野は下記を想定しているが、業務の目的に照らし、必要と考えられる場合には、具体的な理由とともに、分野の兼務、分割及び下記以外の分野の従事者につきプロポーザルで提示すること。

- 1) 業務主任者／SEZ事業実施（2号）
- 2) SEZ計画
- 3) SEZ運営
- 4) 組織間調整

3. 現地再委託

調査内容の一部につき、再委託を行う場合は、プロポーザルにて明確な理由及び業務内容とともに提案し、必要経費については本見積に含めること。

現地再委託契約にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託先業者の業務の遂行に関しては、適切な監督・指示を行うこと。

4. 参考資料

ウェブ公開資料

- ・ モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト 最終報告書 和文要約版
http://open_jicareport.jica.go.jp/340/340/340_407_12245478.html
- ・ モンバサ経済特区開発マスタープランプロジェクト 最終報告書(英文)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023487.html>
- ・ モンバサ経済特区開発事業準備調査ファイナルレポート（先行公開版）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040733.html>

- ・ 円借款事業協力準備調査（ケニア国モンバサ経済特区開発事業準備調査）
ファイナルレポート（英文）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040737.html>

5. その他留意事項

（1）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

（2）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

（3）適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用することを想定している。

以上